

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和3年11月19日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 有限会社第一観光(法人番号6470002004194)(代表者 西岡宏之)   |
| 事業者の所在地     | 香川県高松市円座町1174-2   |
| 営業所の名称      | 本社営業所   |
| 営業所の所在地     | 香川県高松市円座町1174-2   |
| 行政処分等の内容    | 文書警告  |
| 主な違反の条項     | 道路運送法第27条第3項  |
| 違反行為の概要     | <p>令和3年10月15日及び同年同月26日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 0点  |
| 違反点数(事業者)   | 0点  |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。